

いわき市農業委員会第24回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和8年4月22日(水曜日)午後2時00分、いわき市農業委員会総会を
いわき市文化センター3階大会議室にて開催した。

1 出席者(計32名)

(1) 農業委員(20名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 加茂 直雅
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
	20 石井 英毅	

(2) 事務局(12名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局次長	草野 達也
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	小泉 重人
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	勝沼 靖
農地調査係主査	高木 安弘
農地調査係事務主任	阿部 里美
農地審査係主査	渡邊 裕一郎
農地審査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主事	若松 恒佑
農政振興係主査(書記)	鈴木 雅輝

2 欠席者

4 木幡 仁一 6 志賀 幸 10 中根 まり子 21 大竹 公治

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局
(草野次長)

それでは議事に入ります。
本総会は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。
蛭田会長よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。
はじめに本日の通告欠席ですが、議席番号4番 木幡仁一委員、議席番号6番 志賀幸委員、議席番号10番 中根まり子委員、議席番号21番 大竹公治委員となります。
現在、委員24名中20名が出席しており、これは農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので宣告いたします。
ただいまより「いわき市農業委員会第24回総会」を開会いたします。
次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。
議席番号9番 四家誠委員
議席番号11番 平田敬一委員
以上2名の委員をお願いいたします。
また、書記は事務局をお願いいたします。
なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意の上、委員個人名と発言内容の全てを記載する、全文記録方式により作成いたします。
また作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても公表いたします。
次に会務報告に入ります。
今月の報告は、令和8年3月分となります。
議案書2ページに記載の通りですので各自ご確認ください。
これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。
総会資料には個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分ご注意願います。
次に議案・報告案件において、取り下げ・追案等があるかどうか事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

取り下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは議事に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与制限により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項につい

議長
(蛭田会長)

では、その議事に参与することができないこととされております。該当者がいれば議案審議の際に申し出てください。

それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の事務局説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については担当者が説明いたします。

事務局
(若松主事)

議案の説明に入ります前に資料の訂正がございます。議案説明書の4ページをお開きください。

許可基準の法第3条第2項において、番号2番の2号及び番号4番の4号を該当としておりますが、いずれも非該当となりますので、丸(○)に訂正をお願いいたします。

それでは改めまして、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。

議案説明書の1ページをお開きください。

議案説明書とあわせて、地図につきましては、別紙の現地調査位置図をご覧ください。

番号1番から番号9番につきましては、売買による所有権の移転、番号10番から番号12番につきましては、贈与による所有権の移転です。

このうち番号4番、番号9番は新規就農の案件となっております。

番号4番につきましては、譲受人は現在遠野町に住んでおりますが、両親と同居するため中古家屋を購入し、隣接する畑を合わせて取得し、両親や友人の協力を受けながら家庭菜園を行いたく申請に至ったものです。

農機具については、耕運機を1台所有しており、その他農機具の不足が生じた場合は、前述の友人より借り受ける予定です。

栽培予定作物は大根、じゃがいもとなっております。

番号9番につきましては、申請地は、譲受人の幼少期からの友人が耕作していましたが亡くなってしまい、譲渡人である相続人から引き取りを依頼されました。

譲受人は、現在申請地の近くで自動車整備業を営んでおりますが、引退後は農業を営みたいと考えていたことから申請に至ったものです。

農機具については、トラクター、軽トラックを所有しており、自走式田植え機、コンバインは知り合いから借り受ける予定です。

栽培予定作物は水稻と粟となっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田んぼ10,801㎡、畑5,209㎡、合計16,010㎡となります。

続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2号第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい

事務局 (若松主事)	<p>る記載となっております。</p> <p>つきましては、現地調査報告の内容を踏まえご審議くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書6ページでご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第1号について事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
1番 鈴木(幸) 委員	<p>番号1番から番号9番につきまして現地を調査しました結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>続いて、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (若松主事)	<p>番号10番から番号12番について、事務局で現地を確認したところ、特段問題はございませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ただいまの報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。</p> <p>これについて委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第1号について、原案の通り可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案の通り可決いたします。</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の事務局説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については担当者が説明いたします。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>議案説明書7ページをお開き願います。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案説明書8ページをお開き願います。</p> <p>配付しております現地調査位置図は14ページ、許可申請に係る意見及び決定理由書は右下の欄に記載しております受付番号5001番になります。</p>

事務局 (坂本主査)	<p>なお、現地調査位置図の14ページに記載の面積が857㎡になっているかと思いますが、902㎡の誤りですので訂正をお願いします。</p> <p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。</p> <p>番号1番、山田町、畑、902㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。</p> <p>以上、面積は田0㎡、畑902㎡、合計902㎡となります。</p> <p>申請内容を精査した結果、当該申請箇所は農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ただいま議案第2号について事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
2番 鈴木(義) 委員	<p>番号1番について現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ただいまの報告では、特に問題ないと判断されるところでした。</p> <p>これについて委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
8番 古市委員	<p>ひとつ伺いたいのですが、この太陽光発電設備建設の際の進入路、農道と思われませんが、どのぐらいの幅があるのでしょうか。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>位置図の14ページに記載の申請地と北側道路をつなぐ南北に伸びている農道につきましては、現場で実測したわけではないので正確には分かりかねますけれども、1～2メートル程度あったものと記憶しております。</p>
2番 鈴木(義) 委員	<p>補足説明ですが、地図上では見えませんが、申請地の南側には既に太陽光発電設備がありまして、多分この道路を使って設置したものと思います。ですので、2tトラックは入れるような幅だったと記憶しております。</p>
8番 古市委員	<p>重機は十分入れるということか。</p>
2番 鈴木(義) 委員	<p>そういうことです。</p>
8番 古市委員	<p>了解した。</p>

議長
(蛭田会長)

そのほか(ご意見・ご質問)いかがですか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第2号について原案の通り可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長
(蛭田会長)

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案の通り可決いたします。

次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の事務局説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(渡邊主査)

議案説明書の9ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」をご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

配付しております現地調査位置図は16ページになります。

意見及び決定理由書は、右下の欄に記載しております受け付け番号5001番の次、左上に事業計画変更令和8年度(1)と記載があるページになります。

番号1番、申請土地の表示は、三和町合戸になります。

当該案件は「落石防護柵の設置工事に伴う資材置き場」を転用目的として、令和7年10月24日付けでいわき市農業委員会指令第5025号により一時転用許可を受けております。

今回の変更申請の内容は「工事期間(完工時期)の変更」です。

当初予定していた福島県発注の落石防護柵の設置工事について、工事数量が増工したことに伴い、本申請地を引き続き資材置き場として使用する必要が生じたことから、工期延長に係る事業計画変更申請に至ったものです。

変更前が令和8年4月30日までとなっておりますが、変更後は、令和8年6月30日までとなっております。

説明は以上となります。

議長
(蛭田会長)

ただいま議案第3号について事務局より説明がありました。

ここで事務局より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

事務局
(渡邊主査)

番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段問題はございませんでした。

報告は以上になります。

議長
(蛭田会長)

ただいまの報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案の通り可決いたします。

次に議案第4号「現況確認証明願について」の事務局説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

議案説明書の11ページをお開き願います。

議案第4号「現況確認証明願について」を説明いたします。

議案説明書12ページをお開き願います。

また、配付しております現地調査位置図17、18ページも併せてご覧ください。

番号1番、申請地は好間町上好間

登記地目 畑

面積3,756㎡となっております。

非農地化した経過につきましては、父が長期にわたり梨を栽培しておりましたが、その父が平成10年頃に体調崩して耕作できなくなってしまい、その時、梨の木をすべて伐採、それ以降は肥培管理を行わず原野化してしまつたため非農地化し現在に至っております。

番号2番、申請地は田人町黒田

登記地目 畑

面積576㎡となっております。

非農地化した経過につきましては、当該地で自家消費の野菜を栽培していた父が平成12年に他界、母も体が不自由となってしまい、肥培管理を行わず原野化してしまつたため非農地化し、現在に至っております。

以上2件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願が提出されたものでございます。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただいま、議案第4号について事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

7番
田子委員

番号1番及び2番について現地調査を実施した結果、長年にわたり耕作されておらず営農できる状態にはありませんでした。非農地化することに

7番
田子委員

関して特段問題はありません。
報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただいまの報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第4号について、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願について」は、原案の通り可決いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の事務局説明を求めます。

事務局
(小泉係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(高木主査)

それでは議案第5号についてご説明を申し上げます。

議案説明書の13ページをお開きになってください。

議案第5号は、令和5年4月より農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、市が農業委員会に対して意見を求めるものとなっております。

次に15ページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、借り受けたものを転貸する事案となっております。

実施地区は、平・内郷・三和・勿来地区 借り手 6名、対象筆数 田16筆、畑1筆、面積は、田19,185㎡、畑3,776㎡となります。

詳細につきましては16ページから17ページでございますのでご覧ください。

なお、貸付相手方の要件につきましては、要件を満たしていることを確認しております。

説明は以上となります。

議長
(蛭田会長)

ただいま議案第5号について事務局より説明がありました。

これについて委員の皆様から何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画案に対するご意見のある方はご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようですのでお諮りいたします。

議長
(蛭田会長)

議案第5号について、意見なしとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」は、農業委員会の意見は「なし」といたします。

ここで、議案第6号に入る前に10分ほど休憩したいと思います。

(午後)2時50分再開といたします。

【10分間休憩】

全員おそろいですので、議事を再開いたします。

議案第6号「非農地の判断について」の事務局説明を求めます。

事務局
(小泉係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(勝沼主査)

議案第6号「非農地の判断について」をご説明します。

議案説明書の19ページ及び資料1をお開き願います。議案説明書は20ページです。

番号1番の登記地目「畑」については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林・原野化していることから、非農地判断を行うものです。

土地の現況については、4月3日の現地調査においても、耕作の目的に供されていないことを確認しております。

また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っております。

4月分は畑2筆、面積は5,474㎡です。

現地の様子については、前面(のモニター)に投影させていただきます。

資料1の2ページの「平赤井字大平地内①」をお開きください。

写真は107番を④及び⑤より、矢印の方向に撮影したものです。

次に、資料1の4ページの「平赤井字大平地内②」をお開きください。

写真は123番を③より、矢印の方向に撮影したものです。

今回の平赤井字大平地区の農地は、現地調査においても所有者立ち合いのもと実施し、長年耕作していない状況であることを口頭でも確認しておりますので、今回、総会議案として諮るに至りました。

説明は以上となります。

議長
(蛭田会長)

ただいま議案第6号について事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

18番
松崎委員

番号1番について、平1区地区審議会の鈴木義直委員、根本俊男委員と一緒に、4月3日現地を確認いたしました。すでに原野・山林の様相を呈している状況であります。

18番
松崎委員

非農地化することに関しては特段問題ありません。
報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただいまの報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第6号について、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「農地の判断について」は、原案の通り可決いたします。

次に報告に入ります。

はじめに報告第1号から第4号まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の21ページから27ページをご覧ください。

今月の報告件数は34件、権利の移動事由はすべて相続です。

権利の取得面積は、田90,405.52㎡、畑44,043.36㎡、合計134,448.88㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の29ページ、30ページをご覧ください。

今月の報告件数は1件、転用面積は田0㎡、畑350㎡、合計350㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の31ページから33ページをご覧ください。

今月の報告件数は9件、転用面積は田2,493㎡、畑3,790㎡、合計6,283㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の35ページから93ページをご覧ください。

ここで資料の訂正がございます。93ページの合計欄ですが、畑の面積の記載が誤ってしまっていて、正しくは331,511㎡になります。訂正をお願いいたします。

事務局 (蛭田係長)	<p>改めまして、今月報告件数は287件、面積は田1,236,628㎡、畑331,511㎡、合計1,568,139㎡です。</p> <p>以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。</p> <p>以上になります。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>次に報告第5号から第6号まで一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>続きまして、議案書の13ページをお開きください。</p> <p>【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】</p> <p>議案説明書の96ページをお開きください。</p> <p>令和8年3月の交付件数となります。</p> <p>内容は、贈与税の納税猶予適用者で合計2件となっております。</p> <p>面積は、田18,085㎡、畑11,502㎡、合計29,587㎡となっております。</p> <p>以上、事務局長が専決し、証明書を交付したので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の14ページをお開きください。</p> <p>【報告第6号を朗読し、報告事項(人事異動に伴う職員の任免について)を説明】</p> <p>(資料2により、令和8年3月31日付け転出者7名、退職者1名及び令和8年4月1日付け転入者8名をについて説明)</p> <p>業務などの都合上、転入者あいさつは控えさせていただきますが、農業委員会の皆様には、様々な活動を通してお世話になるかと思しますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>次に、協議事項に入ります。</p> <p>「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」の事務局説明を求めます。</p>
事務局 (阿部 事務主任)	<p>本日お配りしている資料3をお開き願います。</p> <p>最適化活動の目標については、前回、令和8年3月19日の第23回総会において、暫定値での議決を頂いたところです。</p> <p>3月末時点での数値が出揃いましたので、数値を訂正したものをご説明させていただきます。</p> <p>それでは、2ページ目をお開き下さい。</p> <p>「(1) 農地の集積」についてです。下段にあります表をご覧ください。</p> <p>令和7年度末の本市の集積面積が、2,586haと示されました。農地面積は、令和7年度末時点の「耕地及び作付面積統計」により6,990haとなることから、集積率は37.0%となります。令和11年度末に集積率68%を目標とすることから、令和11年度の集積面積目標は4,750haとなり、今年度からの4か年で平準化を図ると、令和8年度の単年度目標は541haとなります。</p>

事務局
(阿部
事務主任)

次に、3ページ目をお開き願います。

「(2) 遊休農地の解消」についてです。

既存遊休農地の解消目標面積は、令和3年度末の1号遊休農地の面積を5か年で解消する目標であることから、62.6haで訂正はありません。

次に、新規発生遊休農地の解消目標面積についてですが、令和7年度中に新規発生した緑区分の遊休農地の面積は64.6haでしたので、新規に発生した遊休農地の令和8年度中の解消目標面積は64.6haとなります。

次に、同じく3ページ目の下段になります。

「(3)新規参入の促進」についてです。

目標値について、訂正はありません。

次に、4ページ目をお開きください。

活動日数目標についても、目標値の訂正はありません。

次に、5ページ目以降についてご説明いたします。5ページ目をお開きください。

5ページから7ページについては、経営局長通知及び課長通知による公表様式になります。

このうち、5ページ目の「2 農家・農地等の概要」における経営体数については、認定農業者が229経営体、以下、記載のとおりとなっております。

また、7ページの「(3)新規参入の促進」における「①現状及び課題」「令和7年度新規参入者」については、23経営体、9.2haで確定しております。

以上が、3月説明時からの訂正になります。

経営局長通知に基づき、農業委員会は、毎年度都道府県農業会議の確認を受けたくて公表等を行うこととされております。先日、福島県農業会議の確認をいただきましたので、4月末までに市のホームページにおいて公表いたします。

また、今後、各地区審議会において、推進委員の皆様にもご説明いたします。

引き続き最適化活動の推進に向けて、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

ただいま事務局より説明がありました。

これについて委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

令和8年度の最適化活動の目標の設定等について、ただいまの説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、令和8年度最適化活動の目標の設定等については、ただいまの説明の通りといたします。

次に、その他に入ります。

はじめに、事務局より何かございますか。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第4号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
第6号	人事異動に伴う職員の任免について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員
なし

6 本総会の閉会時刻

午後3時15分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

6 四家 誠 7 平田 敬一